

**条 文**

前文

私たちのまち生駒市は、大都市大阪に近接する緑豊かな住宅都市としての特性とともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶釜せんなどの歴史文化資源に加えて、関西文化学術研究都市・高山サイエンスタウンが立地するなど、豊かな自然や歴史、伝統産業と最先端の科学が融合した関西有数の住宅都市として発展してきました。

一方、少子高齢化をはじめ、人口減少や低成長時代の到来により、財源の確保が厳しさを増す中で地方分権が進展するなど、地方公共団体を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民が行政に求めるニーズは高度化・多様化しています。

こうした状況において、これまでの行政主体の市政運営から脱却した市民主体のまちづくりが求められており、そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。

これに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

また、議会は、市民を代表し、市の団体意思の決定機関として、広く市民の声を聴きながら、行政の監視、政策形成、立法といった機能を果たし、行政をけん制しつつ市政運営の一翼を担わなければなりません。

私たちは、このような認識の下に、将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくりを基本理念として、いつまでも住み続けたい都市ー 生駒市づくりに努めます。

ここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
				特になし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文言に「環境」の文字を記入していただきたいと思います。</li> <li>・そのために市民は、自治の主役であることを自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、主体的に自治にかかわっていくことが必要になっています。</li> <li>と市民の役割が述べられ続けてこれに対して行政は、市の執行機関として持続可能な都市経営を行うため、計画的で効率的、効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。</li> <li>と行政独自の課題が述べられ、最後にここに私たちは、市民と議会と行政とが各々の役割を自覚し、お互いを尊重し、情報共有に基づく参画と協働による真の市民自治を実現するため、生駒市におけるまちづくりの最高規範として生駒市自治基本条例を制定します。市民が自覚だけでは、地域社会の課題解決は困難であり、解決の為に市の果たす役割を解説で明確にして欲しい。</li> </ul>

条 文	解 説
<p>(目的) 第1条 この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。</p>	<p>【解説】 条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治（その地方の住民の意思と責任において自治が行われること）と団体自治（国から独立した団体として、その団体の権限と責任において自治が行われること）の2つからなるとされています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
				特になし	

条 文	解 説				
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び事業を営むものをいう。</p> <p>(2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。</p> <p>(3) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。</p> <p>(4) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。</p> <p>(5) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し、協力することをいう。</p> <p>(6) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取組をいう。</p>	<p><b>【解説】</b>  &lt;第1号&gt;  「市民」とは、地方自治法上の「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含まれます。）のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。</p> <p>&lt;第2号&gt;  「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。</p> <p>&lt;第3号&gt;  「執行機関」とは、市長のほか、地方自治法第180条の5の規定により、地方公共団体に置かなければならない教育委員会等の委員会及び委員のことです。なお、水道事業管理者については、地方自治法に規定する執行機関ではないですが、地方公営企業法の規定によって、独立した権限を与えられており、独自の判断により責任ある行政運営を行うべき立場にあることから、執行機関に含めることとしています。</p> <p>《既存の法律など》  <b>【地方自治法】</b>  （委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等）  第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。  (1) 教育委員会  (2) 選挙管理委員会  (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会  (4) 監査委員  3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。  (1) 農業委員会  (2) 固定資産評価審査委員会  <b>【地方公営企業法】</b>  （管理者の地位及び権限）  第8条 管理者は、次に掲げる事項を除くほか、地方公営企業の業務を執行し、当該業務の執行に関し当該地方公共団体を代表する。ただし、法令に特別の定めがある場合は、この限りでない。  (1) 予算を調製すること。  (2) 地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。  (3) 決算を監査委員の審査及び議会の認定に付すること。  (4) 地方自治法第14条第3項並びに第228条第2項及び第3項に規定する過料を科すること。</p> <p>&lt;第4号&gt;  「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりにかかわること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。これは、参画の原則である「情報共有」、「信頼・連帯」、「学習」、「相互理解」、「協働」、「判断・選択」、「効率・効果」というキーワードに基づくものです。</p> <p>&lt;第5号&gt;  「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うことをいいます。このことは協働の原則である(1)自主自立・対等、(2)相互理解・目的共有、(3)公平・公正・公開という考え方を基本としています。</p> <p>&lt;第6号&gt;  一般に「まちづくり」には、道路や河川、下水道などの都市基盤の整備や福祉や教育、環境などのさまざまな事業や活動がありますが、この条例では、「住みよい豊かな地域社会」をつくるための事業や活動を「まちづくり」としています。</p>				
主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
				特になし	

条 文	解 説
<p>(最高規範) 第3条 この条例は、生駒市におけるまちづくりの最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。</p>	<p>【解説】 この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
				<p>特になし</p>	<p>・この条例を尊重し、整合をはからなければならない—この条例により他部署で手続等に齟齬がないか検証が必要かも？齟齬があれば手続の面で改善が必要かも？</p>

条 文	解 説
<p>(情報公開及び共有)</p> <p>第4条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。</p> <p>2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく、速やかに提供しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; 参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。</p> <p>&lt;第2項&gt; また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(広報広聴課)</p> <p>■各課において、広報紙・ホームページ・ツイッター・報道発表・自治会回覧等で情報を発信している。 (46条、47条と関連)</p> <p>(財政経営課)</p> <p>■「財政状況の公表に関する条例」に基づき、7月と11月の年2回、広報紙で歳入歳出予算の執行状況や財産等の財政状況を公表。予算決算の状況や関係資料をホームページで公表した。 また、社会保障関係費の推移も広報紙に掲載し、今後の財政状況の厳しさも示している。</p> <p>(保護課)</p> <p>■生活保護やくらしとしごと支援センター、求人情報等の情報を窓口を設置し、制度等の周知に努めている。</p> <p>(障がい福祉課)</p> <p>■音声版・点字版広報を作成・配布し、障がいのあるなしに関わらず市の情報が行き渡るようにしている。</p>	<p>・46条、47条での各委員の意見を踏まえる必要がある。</p> <p>(保護課)</p> <p>・生活保護法による保護を受けることは国民の権利であり、権利を侵害しないことはもとより、権利を侵害していると疑われるような対応をすることもないよう、注意する必要がある。</p>	<p>・まちづくりの主体である市民、市議会及び市のそれぞれが市政運営に必要な情報を共有することが市民参画や協働の原則による自治を推進する前提となることから、情報共有を図るために継続的な取組を進めていく必要がありますが、まだ不十分であると思われます。事業等実施の際には、事業実施を決定した後ではなく、構想段階・事業の是非を検討できる段階で、市民に情報を提供し、意見を聴取していく姿勢が必要であると考えます。</p> <p>・広報紙、市ホームページ等への掲載情報の構成、内容、表現方法等を逐次精査し、改善するなど、より分かりやすく丁寧に情報を伝えることができるよう努めていくとともに、高齢者や一人暮らしの方々への情報発信や、災害発生時等における市民の皆さんの生命・財産に関わる情報を迅速かつ正確に伝達するなど、情報の内容に応じた的確な情報提供を行うための取組についても留意していく必要があるかと思われます。</p>	<p>(関係各課)</p> <p>・各分野の計画策定においては、策定の過程で市民アンケートや関係団体へのヒアリング、パブリックコメント等により、市民の意見を聴取している。</p> <p>・各部署においては、意見交換会やワークショップの開催を通して、参加されている市民から意見や提案をいただき、取り組みに反映している。</p> <p>(保護課)</p> <p>・被保護者や生活困窮者の様々なニーズに応えるためには、窓口での相談が基本となるため、くらしとしごと支援センターを初めとした相談窓口の啓発をおこなっている。</p> <p>・生活保護制度の改正時等、情報発信が必要となる際には、被保護者個別に通知をおこなっている。</p> <p>(広報広聴課)</p> <p>・広報広聴課では、広報紙の主管課として各課が掲載する情報の内容を確認し、市民への効果的な情報発信になるよう文章校正などを行っている。また、ホームページ主管課として各課が市ホームページで発信する内容を確認し、文章や掲載時期、発信方法などの改善指導を行うなど、分かりやすく丁寧な情報発信に努めている。また、災害発生時も担当課と連携を取りながら正確かつ迅速な情報発信に努めている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・変更は特になし</p> <p>ただし、現状ではかなり先進的なことへの取り組みや工夫がなされているが、それが全体的な形として見えてこないところがあります。参画と協働を意識しながら、情報提供の段階においてももう一工夫が必要ではないかと考えます。</p> <p>例えば市ホームページの作成にあたっては、まず</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 生駒市民、他市から見た場合の情報検索のし易さが必要。(概要、特徴、生活に関わる情報など) …この部分は分かりやすくなりつつある。</li> <li>2) 参画と協働によるまちづくりの視点の情報化。 A：全体像を分かりやすく把握できる情報化 (TOP ページ等) B：各部署での取り組み状況の情報化 (各部署情報の拡充等)</li> </ol> <p>など、TOP ページで時期に合わせた新着情報を見出して出すとともに、詳細には各課のページで確認することが出来るようにするなど。(例えば、TOP ページに「参画と協働のまちづくり」アイコンがあり、押すと概略が分かり、各課ページでも「参画と協働のまちづくり」アイコンがあり詳細説明へ導くなど。)</p> <p>情報化するセクションは、一旦自部署が全ての情報を把握するので、全体像が分かってもらえていると錯覚するが、意外に情報は分断化されるので、市民レベルから見た全体像がわかるよ</p>

				<p>うな情報化が必要だと思われます。</p> <p>・なんでも公開ではないし、情報の共有にあたって、何を広報し共有するか重視すべき分野として第1条 解説にある、地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、<u>住民自治（その地方の住民の意思と責任において自治が行われること）</u>に触れておく必要があるのではないか。</p>
--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(参画と協働の原則) 第5条 市民及び市は、第1条の目的を達成するため、参画と協働によるまちづくりを推進する。</p>	<p>【解説】 この条例の目的を達成するため、市民が市政に参画する機会を保障するとともに、市民同士、市民と市、それぞれの役割分担と責任に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協働してまちづくりに取り組むことを規定するものです。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(市民活動推進課)</p> <p>■参画と協働の事例数：平成25年度159件(平成20年度133件)</p> <p>■毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえよう意識付けを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26年度：187件</li> <li>・H27年度：195件</li> <li>・H28年度：203件</li> <li>・H29年度：245件</li> <li>・H30年度：273件</li> </ul> <p>■自治基本条例を補完する参画と協働の指針策定(平成25年3月策定)及び研修の実施。</p> <p>■「参画と協働」の職員研修 毎年、「参画と協働」の職員研修を実施し、職員の意識高揚を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26年度：36人</li> <li>・H27年度：全管理職</li> <li>・H28年度：51人(係長級以下の職員)</li> <li>・H29年度：52人((係長級以下の職員)</li> <li>・H30年度：52人(係長級以下の職員)</li> </ul> <p>■「自治基本条例」についての研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度：25人(新規採用職員研修) 13人(初級職員研修) 99人(管理職研修)</li> <li>・H28年度：20人(初級職員研修)</li> <li>・H29年度：27人(初級職員研修)</li> <li>・H30年度：18人(初級職員研修)</li> </ul> <p>■ファシリテーション研修 職員、自治会、NPO関係者に対し、組織の活性化や協働を推進す</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参画と協働の事例は増えてきているが、さらに事例を増やすべく、周知・啓発を行っていく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思形成過程あるいは政策形成決定段階の市民参画がまだ不十分だと思います。協働を進めていくには、意思形成段階から情報を共有して一緒にやっていかないと、協働をするパワーが出ず、やらされ感が出てくるので、そのための施策や制度が必要かと思われます。</li> <li>・参画と協働の事例の数は多くありますが、市民と職員が一緒になって汗をかいてやっていくというのはあまりないように思われますので、それがどの程度できているかという検証は必要かと思われます。</li> <li>・総合計画後期基本計画において、行政だけがまちづくりの主体ではなく市民等も協働してまちづくりに参画する役割があることを周知する意味で、市民等の役割分担を明記していま</li> </ul>	<p>(関係各課) ※第4条の再掲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野の計画策定においては、策定の過程で市民アンケートや関係団体へのヒアリング、パブリックコメント等により、市民の意見を聴取している。</li> <li>・各部署においては、意見交換会やワークショップの開催を通して、参加されている市民から意見や提案をいただき、取り組みに反映している。</li> </ul> <p>(保護課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの学習支援教室」においては、各ボランティアが指導員の指導の下、自発的に子どもの個性や学力等に応じた個別支援をしており、積極的に活動されている。</li> </ul> <p>(市民活動推進課)</p> <p>「参画と協働の事業調査」の結果に基づき、参画と協働の具体的な類型(形態)を分析することで、ある程度の検証はできるものと考えます。</p> <p>(秘書企画課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6次総合計画においては、第5次後期基本計画からさらに一步踏み込み、市民等の役割分担に加えて、新たに「多様な主体との協創」の項目を設けており、誰とどのように協創するかを具体的に記載するこ</li> </ul>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更は特になし ただし、運営の段階で参加している人だけでなく、市民全体に進行状況をリアルタイムに情報化し、計画から最終結論に至る過程の理解度を深める必要があると思います。(検討の場を持ったことイコール理解ではなく、議論から結論に至る経過に多くの市民の理解を得られるようなもう一工夫が必要だと思います。)</li> <li>・本条例の推進のため、市民活動推進課が積極的に活動していることに感謝。</li> <li>・市政全般にわたるパブリックコメントや市が設置する各種委員会への参加等とは別に、ここでいう参画と協働は第4条でも述べた、地域社会の事も強調されて良いのではないかと。</li> <li>・常々言っている事ではあるが、取組状況の中でファシリテーション研修は研修が目的ではなく、研修結果が共同の推進にどう反映されているのかが大事である。</li> </ul>

<p>るためのファシリテーション能力を養成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H25年度：37人</li> <li>・H26年度：36人</li> <li>・H27年度：36人</li> <li>・H28年度：33人</li> <li>・H29年度：35人</li> <li>・H30年度：29人</li> </ul> <p>■出前講座（自治基本条例、市民自治協議会）による周知</p> <p>（保護課）</p> <p>■「子どもの学習支援教室」において、大学生のボランティアを募集している。</p> <p>（障がい福祉課）</p> <p>■地域の医師・当事者団体・事業者などで構成された生駒市障がい者地域自立支援協議会を開催し、地域における障がい福祉の課題について意見交換をしている。</p> <p>（地域医療課）</p> <p>■地域医療講演会</p> <p>市民のニーズが高く、市立病院スタッフによる医療講演会では対応できない分野については、市民への予防医療や保健知識の啓発を目的として、市主催で講演会等を開催している。</p>	<p>（保護課）</p> <p>・「子どもの学習支援教室」において市民との協働を推進するため、ボランティアの人数が確保できるよう、周知していく必要がある。</p>	<p>す。このため、総合計画を見れば、各部署において市民とどのように協働すればいいのかわかるようになっていきますので、それを活用することで自治基本条例の理念を各部署に認識してもらい糸口になってくると思われます。</p>	<p>ととしている。これを活用することにより、参画と協働のまちづくりを推進できると考えている。</p>		
---	---	---	---	--	--



条 文	解 説
<p>(人権の尊重)</p> <p>第6条 本市のまちづくりは、性別や年齢、国籍などにかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性及び能力が十分発揮されることを原則に推進されなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることが必要であることを定めています。これには、同和問題や高齢者、障がい者、女性、外国人などの人権問題、インターネットを悪用した人権侵害などの課題の解決に向けた取組を含んでいます。</p> <p>《既存の法律など》</p> <p>【生駒市人権擁護に関する条例】</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務等必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(人権施策課)</p> <p>■人権相談 人権擁護委員と連携し、市において毎月人権相談を実施している。</p> <p>■人権啓発事業 広報紙、ホームページ等により人権問題についての啓発活動を行うとともに、「人権を確かめあう日」記念市民集会や差別をなくす市民集会等、市民が主体的に参加できる催しの開催により、人権意識の高揚を図っている。</p> <p>■人権教育事業 人権教育講座「山びこ」を開催し、人権意識の高揚を図っている。自治会別に人権教育地区別懇談会を行うとともに、事業者が行う人権についての職場研修や学校の保護者会研修等に講師を派遣し、人権教育の推進を図っている。</p> <p>(保護課)</p> <p>■市民の最低限度の生活を保障するため、生活保護法に基づく保護をおこなっている。</p>	<p>(人権施策課)</p> <p><del>→人権問題は多岐に渡っており、昨今ではインターネットを悪用した人権侵害やプライバシーの侵害などに関する新たな問題も起こっている。</del></p> <p>近年、インターネットによるいじめやLGBT等の性的マイノリティなど、人権に関わる社会情勢も変化していることから、あらためて人権に関する市民意識調査を実施し、現状を把握するとともに、これまでの意識調査との比較により、人権に関する施策の成果の検証を行い、人権教育・啓発を推進する。</p> <p>今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、あらゆる機会を通じて効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、<del>人権侵害の潜在化に対する状況把握と、</del>迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっている。</p> <p>(保護課)</p> <p>・被保護者、生活困窮者の中には、障がいやDV、外国籍等が理由である者も多いことから、常にその個人</p>	<p>・今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要になってくると思われます。</p>	<p>(人権施策課)</p> <p>・人権擁護委員と連携した人権相談を定期的実施し、広報紙、ホームページ等により啓発活動を行うとともに、「人権を確かめあう日」記念市民集会や差別をなくす市民集会を含め、あらゆる機会を通じた啓発を継続的に開催していく。</p> <p>また、平成30年度に実施した市民意識調査の結果や同年度末に策定した生駒市人権施策に関する基本計画（第2次）を踏まえて体制整備を行っていく。</p> <p>・人権教育講座「山びこ」を連続開催するとともに、自治会等を対象にした人権教育地区別懇談会の積極的な開催依頼や保護者会等を対象に講師を派遣するなど継続した取り組みを行っている。</p> <p>(保護課)</p> <p>・被保護者、生活困窮者の個人情報については、厳重に管理している。</p>	<p>【解説】</p> <p>参画と協働のまちづくりを進めるに当たっては、一人ひとりの基本的人権が尊重され、自らの個性と能力が十分発揮できることを定めています。<del>これには、同和問題や高齢者、障がい者、女性、外国人などの人権問題、インターネットを悪用した人権侵害などの課題の解決に向けた取組を含んでいます。</del></p> <p>人権問題は、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、在日外国人など多岐にわたっています。</p>	<p>・変更は特になし</p> <p>ただし、【解説】のところで、人権侵害の対象者として、マイノリティなどの言葉を追加する必要があるかどうかは検討していただきたいと思います。</p> <p>・特になし（解説の変更についても諒とする）。</p> <p>・奈良県手話言語条例が施行されました。生駒市は「手話言語条例」について会議はなされていますか。</p> <p>・生駒市で配布されている奈良県障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例ガイドラインの取り組みはされていますか。</p>

<p>(障がい福祉課)</p> <p>■講演会の開催やリーフレットの作成・配布、広報での特集記事、「あいサポート講座」の出前講座などにより、障がい者の理解啓発に関する取り組みを行っている。</p> <p>また、障がい者が障がいを理由として差別を受けず、その人らしく暮らす権利を侵害されることのないよう、権利擁護に関して障がい者や擁護者が身近に相談できるよう、権利擁護支援センターを設置した。</p> <p>(H27.10)</p> <p>(教育指導課)</p> <p>■いじめ問題対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H26～H28 年度 いじめ対策会議</li> <li>・H29.2 生駒市いじめ防止基本方針策定</li> <li>・H29～ いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止等対策審議会 (H29.4.1 条例設置)</li> </ul> <p>各小中学校では6月を「いじめ防止月間」とし、アンケートや面談、集会等を実施。取組内容はHPに掲載している。</p>	<p>情報に配慮しながら、個々の実情に応じた支援をおこなっていく必要がある。</p>				
--	--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画の権利)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な取扱いを受けない。</p>	<p><b>【解説】</b></p> <p>&lt;第1項&gt; 「住民自治」を確立し、参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり、すべての市民はまちづくりに参画する権利があることを規定しています。また、参画する権利は、「生駒市パブリックコメント手続条例」、「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する指針」や同指針に基づく「附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準」などによって現在保障されていますが、市民は、さまざまなまちづくりに参画する権利を有しています。</p> <p>&lt;第2項&gt; 市民がまちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けることがないことを規定しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(市民活動推進課)</p> <p>■参画と協働の事業調査</p> <p>毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえるよう意識付けを行っている。</p> <p><b>【参画の事業数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27年度： 50件</li> <li>・H28年度： 57件</li> <li>・H29年度： 73件</li> <li>・H30年度： <u>81件</u></li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">(内訳) 附属機関 29件 意見交換会 7件 講座 21件 ワークショップ 6件 その他 18件</p>		<p>・市民はまちづくりに参画する権利を有すると謳いながら、そのための行政の姿勢、取組が十分とは言えません。この検証報告書における意見に基づき、全庁的に今後の取組を検証する必要があると考えます。</p>	<p>(市民活動推進課)</p> <p>■参画と協働の事業調査</p> <p>毎年、庁内各課に対して、各所属で取り組んでいる参画と協働の事業調査を行い、参画と協働の認識のもと、事業を企画、実施してもらえるよう意識付けを行っている。</p> <p>「参画と協働の事業調査」の結果に基づき、参画と協働の具体的な類型（形態）を分析することで、ある程度の検証はできるものとする。</p>	<p>特になし</p>	<p>・変更は特になし</p> <p>ただし、運営面においては、市民が参画するための情報化、機会の設定、経過の情報化等が妥当であるか、改善の余地はないのかなどの検討も必要だと考えます。</p> <p>・権利を有する。のは分かるが、共に活動するかは、第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。の規定とは別に「参画と協働のまちづくりを推進するため、まちづくりの主体は市民であり」参画する市民が決める事ではないか。</p>

条 文	解 説
<p>(20歳未満の市民のまちづくりに参画する権利)  第8条 20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有する。</p>	<p>【解説】  20歳未満の青少年及び子どもにもその年齢に応じたまちづくり参画の形態が必要であり、その意見は市の貴重な財産となることから、こうした子どもたちの参画の権利を保障する規定です。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(選挙管理委員会、教育指導課)  ■選挙管理委員会による、小・中学校への「選挙出前授業」の実施。  小・中学生の選挙に関する知識、理解を深め、有権者となった際の若年層での投票率向上につなげ、市政への関心を高める。  H27.12・H28.11 生駒南中学校  H29.11・H30.11 生駒北中学校  H31.1 真弓小学校・鹿ノ台小学校</p> <p>■中学校生徒会選挙への投票機材貸出  H29・H30 生駒北中学校・鹿ノ台中学校</p> <p>(議会事務局、教育指導課)  ■生駒市議会議員による「私たちの暮らしと政治」を題材とした出前授業を実施。  H29 壱分小学校  H30 壱分小学校・あすか野小学校</p>		<p>・青少年がまちづくりに参画する権利を謳いながら、その意識を醸成する、あるいは意見を聴取する具体的な取組を準備していく必要があると考えます。</p> <p>・学校教育においても、将来、市民として市政に参画していけるような市民を育てていけるような教育内容を実施できればいいと考えます。</p>	<p>(生涯学習課)  ・市内の小学校5・6年生を対象とした「ジュニアリーダー・リーダー研修会」や、市内の中学・高校生を対象とした「生駒あすなる会」の活動において、「生駒どんどこまつり」への出店や「ちびっこ文化祭」へのブース出展・運営スタッフ参加といった取り組みを行っており、市の行事をスタッフとして盛り上げる体験を通してまちづくりへの参画意識の醸成につながっていると考えます。</p> <p>・また「IKOMA サマーセミナー」においては、令和元年度は小学生など青少年が自らの特技をいかして「一日限りの先生」として授業を行う予定であり、得意なこと地域に貢献する体験もまちづくりへの参画意識の醸成につながると考える。</p> <p>(選挙管理委員会、議会事務局)  ・「取り組み状況」に記載のとおり、教育指導課と連携しながら、選挙管理委員会による小・中学校への「選挙出前授業」や、市議会議員による「私たちの暮らしと政治」を題材とした出前授業の実施により、自分たちの住むまちへの関心や地域社会について考える機会提供としている。</p>	<p>特になし</p>	<p>・変更は特になし  ただし、運用においては、教育委員会の管轄かもしれませんが、人権問題や人の尊厳問題として学校等の低学年から中学、高校まで啓蒙・啓発があると思いますが、若い人たちへの情報提供や議論の場の設定が必要だと考えます。(不足すると、いじめや虐待等につながる可能性があると思います。)</p> <p>・18歳選挙権が認められた現在、「20歳未満」を「18歳未満」にする必要はないか。つまり、18歳・19歳以上の日本国籍を有する市民にも、政治的意思決定に参加する権利が認められた現在、配慮すべき対象は18歳未満に限定されないのか。</p>

条 文	解 説
<p>(まちづくり参画における市民の責務)</p> <p>第9条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりへの参画に当たっては、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮しなければならない。</p>	<p>【解説】</p> <p>&lt;第1項&gt; まちづくりに参画する市民の責務として、まちづくりの主体であることの自覚とともに、自らの発言と行動に責任を持つことが、自治を育てる重要な要件となるため規定しています。</p> <p>&lt;第2項&gt; また、公共の福祉、将来世代、地域の発展及び環境の保全に配慮すべきこともまちづくり参画に当たっての市民の責務としています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(総務課)</p> <p>■公募市民等無作為抽出型登録制度による参画 H25～H29の登録者数 815名のうち、附属機関等に 96名参画 現在の登録者数 209名 (R元.6～R3.6)</p> <p>(秘書企画課)</p> <p>■市民政策提案制度による参画 1人でも提案できるよう、H28に要綱を改正。 H30.12時点で5件の応募。2件を採択し、市政に反映。</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>■介護予防教室 65歳以上を対象とした介護予防の各教室の開催にあたり、市民ボランティアの協力を得ている。</p> <p>■地域ねっとの集い サロン等地域で福祉活動をしているボランティアグループの集い。 互いの活動が地域に根をはり、互いにつながりあい、ともに歩む活動となることを目指し、情報交換や交流会、研修会の実施により、ネットワークづくりをさらに推進する。 H27: 83人、H28: 83人、H29: 70人、H30: 68人参加</p> <p>■地域ボランティア講座 地域で介護予防や健康づくりに取り組んでいただける人材を養成。 H29からは、老人クラブ連合会と協働し、会員を対象に実施。 H29のべ261人 H30のべ443人参加</p> <p>■いきいき百歳体操 市内各所において、週1回、住民主体で実施している。 開催箇所数 74箇所 (H31.3現在)</p> <p>(関係各課)</p> <p>■ワークショップへの参加 ・まちづくりの方向性を考えるワークショップ (市民活動推進</p>				特になし	<p>・変更は特になし ただし、これまで主に福祉分野においてボランティア等の育成を重点的に行ってきたが、今後においては今すでに始められているように、寿大学等においてこれまでの就労キャリア等が活かされる講座あるいは、講座内グループの創設等も考えられます。(例えば、退職者のノウハウを引く続き活かしながら、創業・起業に導いていく方法の研究など。)</p> <p>・特になし (第7条との整合性が若干気になるが)。</p>

<p>課)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・第3次環境基本計画策定市民ワークショップ（環境モデル都市推進課）</li><li>・都市計画マスタープラン改定に係る地域ワークショップ（都市計画課）</li><li>・コミュニティパーク事業に伴うワークショップ（みどり公園課）</li><li>・就園前の子育て支援に関するワークショップ（子育て支援総合センター）</li><li>・トライ！生駒子ども読書3.0会議（図書館）</li></ul>					
--	--	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(他自治体住民との連携)  第50条 市民及び市は、市外の人々と交流及び連携を図り、その知恵や意見をまちづくりに活用するよう努めるものとする。</p>	<p>【解説】  まちづくりのさまざまな分野での課題などについて、市外の人々と連携してその意見を取り入れ、解決に向けて取り組むことを規定しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>■この条文に特化した取り組みはないが、51条、52条関連や各施策・政策を進める際に行われている。  また、生駒市自治連合会と奈良県市自治連合会、奈良県との情報交換を行い、連携を進めていく予定。</p>	<p>・市民・市ともより一層条文の規定どおり進めていく必要がある。</p>	<p>・大学との協定などにより行政では外部の知恵を活用し、また、シンポジウム、講演会など外部の知恵を市民に提供する機会も設けられています。これに加えて、市民がまちづくり等の活動を行う際に、個別に学識経験者、有識者、他市で活動されている方々から、アドバイスやサポートを得られる制度を検討してはどうでしょうか。</p>	<p>(市民活動推進課)  ■ワークショップの開催  市民自治協議会及び準備会に対して、今後の地域のまちづくりを考えるワークショップにおいて、他の自治体で参画や協働、まちづくり協議会に精通されているNPOをコーディネーターとしてお招きし、さまざまなアドバイスを受けながら、地域とともに事業提案に向けた検討を行っている。</p> <p>(都市計画課)  ■ワークショップの開催  地域におけるワークショップの実施にあたっては、学識経験者をコーディネーターとしてお招きし、まちづくりのアドバイスをいただいている。</p>	<p>特になし</p>	

条 文	解 説
<p>(近隣自治体との連携)</p> <p>第51条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、近隣自治体との情報共有と相互理解の下、連携してまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>市民生活の活動範囲は市域を超えて広がっていることから、広域にまたがって共通するさまざまな分野における地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営を行うため、近隣自治体間での情報共有と相互理解を図り、連携してまちづくりを推進していこうとする規定です。生駒市では、「奈良県市町村会館管理組合」、「奈良県後期高齢者医療広域連合」などの一部事務組合等に加入しているのはじめ、近隣自治体間で災害時における相互応援協定の締結や第二阪奈有料道路での事故等に対応するため「東大阪市、生駒市及び奈良市消防相互応援協定」を締結しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(防災安全課)</p> <p>■災害時相互応援協定の締結 近隣の6市（八幡市、京田辺市、交野市、寝屋川市、枚方市）や隣接2市（大東市、四條畷市）間での災害相互応援協定を締結している。また、全国青年市長会災害相互応援協定など近隣市町村だけでは対応できない場合に備え、遠方の自治体とも協定を締結している</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■生活排水対策の実施 竜田川流域3市町（生駒市・平群町・斑鳩町）で竜田川流域生活排水対策推進会議を構成し、廃食用油の回収作業を共同で実施する等、竜田川の生活排水対策の調査、市民への啓発を連携し行っている。</p> <p>■東大阪ブロック・京阪奈北レジ袋削減推進会議（枚方市、寝屋川市、交野市、門真市、四條畷市、守口市、大東市、東大阪市、八幡市、京田辺市）を実施している。 レジ袋の削減を目的とし、他市町間の情報を共有して最終的に事業所と削減の協定を結ぶ予定をしている。</p> <p>■平群町との衛生施設の相互利用 平成26年11月に締結した生駒市と平群町との相互連携に関する協定書に基づき、衛生施設のエコパーク21と平群野菊の里斎場（火葬棟）の相互利用に関し、覚書を締結している。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>■公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の「新産業創出交流センター事業」の運営に参画し、京都府、大阪府、奈良県、京田辺市、木津川市、精華町、公益社団法人関西経済連合会等と連携し、関西文化学術研究都市内の企業誘致、先端大を中心としたクラスターの活性化、企業立地のための情報発信や情報収集等に関する事業を連携協力</p>	<p>(防災安全課)</p> <p>・南海トラフ巨大地震等大規模災害時は近隣市町村も被災し、応援が期待できない可能性がある。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>・連携した啓発活動の回数を増やす等のさらに積極的な取組が必要。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>・レジ袋の削減も行っていくが、今後3Rの推進と<del>ていくため</del>及び災害廃棄物の処理の対応等、自治体間の情報共有を深めていく必要がある。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>近隣自治体間で地理的条件やインフラ整備等が違うため、企業誘致の姿勢に温度差がある。 奈良県と京都府がどのよう</p>	<p>・解説に挙げられている例や、防災・環境分野等の各種協定等の情報を市ホームページ等で公開し、情報提供することが望ましいと考えます。</p> <p>・市民ニーズの多様化に伴い、市民サービスの提供方法にもそれに応じた対応が求められてきます。市政の課題解決、更なる市民サービスの向上、事務の効率化を図るため、より一層、他自治体と連携・協力した取組を進めていく必要があると考えます。</p>	<p>(防災安全課)</p> <p>・「災害時相互応援協定」の締結については、「生駒市地域防災計画」の資料編に協定締結団体の一覧を掲載し、本市ホームページにも掲載している。 また、他の自治体等と「災害時相互応援協定」を締結した際には、「地域防災計画」の資料編を修正するとともに、本市ホームページにも掲載している。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>・ホームページで「竜田川流域生活排水対策推進会議のページ」として、生駒市が行っている事業について発信している。</p> <p>(秘書企画課)</p> <p>・市民サービスの向上につながるものについては、他自治体と連携・協力した取組について検討する。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>従前の広域連携に加え、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構新産業創出交流センター、精華町、京田辺市、木津川市、本市、各市町商工会議所とともにそれぞれ地区内の企業が集まり企業間の交流を深め、企業間取引を促進することを目的に企業間交流会「業コン」を実施。</p>	<p>特になし</p>	<p>・変更は特になし ただし、日常的な近隣自治体との連携は徐々に進んでいるものの、高い発生確率を言われている「南海トラフ巨大地震等」についての想定が、どのように行われているか不明確なところもあります。津波は来ないにしても、地震による住居の倒壊や負傷者の増加、火災の発生等は十分考えられます。また、大阪周辺の津波被害から逃れるため、大量の避難者が流入することも考えられます。インフラ等が遮断される中でどのように生き延びるか、自治会などの防災訓練も、よりこれまでの実害地域の助言も受けながら現実的な訓練が必要と思われます。</p>



<p>して実施している。</p> <p>具体的には、京田辺市、木津川市、精華町と共同で中小企業総合展などの展示会に出展し、企業誘致活動を実施している。</p> <p>(商工観光課)</p> <p>■公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 新産業創出交流センター、精華町、京田辺市、木津川市、本市、各市町商工会議所とともにそれぞれ地区内の企業が集まり企業間の交流を深め、企業間取引を促進することを目的に企業間交流会「業コン」を実施。</p> <p>(農林課)</p> <p>■生駒市、平群町、三郷町で信貴生駒山系鳥獣被害防止対策協議会を設立し、野生鳥獣による被害防止対策の充実、強化を図るとともに、関係機関の連携の下、総合的な被害防止体系を確立し、農林業の被害軽減等に努めている。</p> <p>(保護課)</p> <p>■就労準備支援事業</p> <p>直ちに就労することが困難な生活困窮者に対し、生活習慣の形成から事業所での就労体験まで、就労に向けた準備の基礎能力の形成を支援する。(生活困窮者自立支援法に基づく任意事業)</p> <p>本市単独では十分な対象者数の確保や受入事業所等の地域資源の開発等に課題があり実施困難なため、奈良県・県下各市(奈良市を除く。)で協定を締結し、共同で事業を実施。</p> <p>(図書館)</p> <p>■平成27年度から、「生駒市と平群町との相互連携に関する協議書」の締結により、生駒市図書館と平群町立図書館の相互利用を行っている。</p> <p>(スポーツ振興課)</p> <p>■平群町との体育施設の相互利用</p> <p>生駒市及び平群町の設置する体育施設の相互利用を行うことにより、市民の健康の保持促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生駒市の相互利用施設 T A C井出山スポーツパーク、むかひやま公園体育施設</li> <li>・平群町の相互利用施設 平群町総合スポーツセンター(ウォーターパーク)等</li> </ul> <p>(消防本部 警防課)</p> <p>■奈良市・生駒市消防指令センター運用開始通信指令事務協議会設立</p> <p>大規模災害時に連携、協力して対応ができるよう奈良市と生駒市にて消防通信指令業務の共同運用化を平成28年4月から始めている。実施に向け取り組む。</p>	<p>に連携して、企業誘致施策を実施していくかが課題である。</p> <p>(農林課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換の場として年1回の総会しかなく、鳥獣の被害状況等の情勢に応じた対策を講じるため、密な連携体制の構築が課題である。</li> </ul> <p>(消防本部 警防課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防通信指令業務の共同化により、奈良市と生駒市の境界付近の災害に対しての応援出動の検討</li> <li>・消防指令センターが奈良市に移転することによる住</li> </ul>				
--	--	--	--	--	--

	<p>民サービスへの影響</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・消防の広域化による相互 応援協定の見直しの検討</li><li>・奈良市・生駒市消防指令 センターとの円滑な活動連 携並びに出動計画の見直し</li><li>・府県を超えた隣接消防本 部との相互応援協定の強化 と合同訓練実施による迅速 な活動連携を図る必要があ る。</li></ul>				
--	---	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(広域連携)</p> <p>第52条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のため、市民参画を進めながら、他の自治体、国、県及びその他の機関と対等な立場で広域的な連携を積極的に進めるものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>第51条の近隣自治体との連携に加えて、自治体間での共通課題や環境問題、交通問題のように広範囲に及ぶ課題については、単独の自治体だけでは対応しきれないことから、市民参画を得ながら、関係自治体をはじめ、県や国とも対等の立場で連携しながら協力して解決すべきことを定めています。生駒市では、廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画をはじめ、大和川及び竜田川流域の水質改善、再生等を目指すプロジェクト会議や推進会議に参画しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(環境モデル都市推進課)</p> <p>■環境自治体会議（H30年度末で退会） 全国53自治体が加盟し、自治体環境政策の推進、環境に関する情報ネットワークづくり等を共通目的として活動している。</p> <p>■環境首都創造ネットワーク（H30年度末で退会） 持続可能な社会を地域から実現するための調査・研究、政策立案、実施、全国への普及に協働で取り組むための基盤として、生駒市、飯田市、宇部市等自治体及びNGO、研究機関が参加して活動している。</p> <p>■地球環境を考える自治体サミット（H29年度末をもって退会） 環境問題に積極的に取り組み自治体の首長が集い、環境政策の国政への提言、先進例、成功例の情報発信を行うことにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として活動している。</p> <p>■日本シュタットベルケネットワーク 収益の確保と地域課題の解決を両立しうる「日本版シュタットベルケ」の設立を目指して設立。地域の活性化に貢献することを目的に、電力小売り事業等に関し、計画策定、設置・運営などを支援する。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>■「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書」の締結</p> <p>■廃棄物の広域処理等に関する大阪湾フェニックス計画</p> <p>■災害等緊急時における一般廃棄物（ごみ）処理に関する相互応援基本協定 ①主体 奈良県都市清掃協議会 ②締結団体 12市+香芝・王寺環境施設組合 ③締結年月日 平成18年8月28日 ④協定内容 不測の事態等ごみの適正処理が困難となった際、相互に応援</p> <p>■奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書 ①主体 奈良県 ②締結団体 奈良県+県内市町村+県内一部事務組合 ③締結年月日 平成24年8月1日</p>	<p>(環境モデル都市推進課)</p> <p>提言の発言力増加のためにも積極的な会員自治体の勧誘活動が必要である。</p> <p>・これまで、環境自治体会議及び環境首都創造ネットワークの会員自治体として、全国会議を主催する等積極的に活動を推進し、ネットワークを活かした知見・経験を蓄積してきた。平成26年度に内閣府より環境モデル都市に選定されるからは、国主導の協議組織である「環境未来都市」構想推進協議会に所属しており、全国的なネットワークを構築できていることから、環境自治体会議、環境首都創造ネットワーク及び地球環境を考える自治体サミットを脱退した。</p> <p>(環境保全課)</p> <p>・各市町村の施設能力等を把握し有事に備える。 ・焼却灰を埋め立てしている事業である。埋立量を減らすためごみ半減プランに沿って燃えるごみの減量を目指す。</p>			特になし	

<p>④支援要請 地震・豪雨等による大規模災害発生時等における災害廃棄物等の処理</p> <p>(環境保全課)  <b>■警察署使用不能時における施設使用に関する協定</b>  ①主体 生駒市、生駒警察  ②締結年月日 平成24年10月10日  ③協定内容 警察署使用不能時にエコパーク21を使用</p> <p>(商工観光課)  <b>■<del>敦賀市、広陵町、泉大津市、加東市</del>奈良市、平群町、王寺町、名古屋市</b>など他自治体のイベントに参加し、観光のほか<b>地場産業や地元商店などのPRや企業誘致活動</b>を実施。</p> <p>(収税課)  <b>■奈良県と<del>市県民税にかか</del>るの協働徴収</b>  <b>職員の相互派遣</b>  平成26年度から奈良県職員を本市に派遣してもらい、市職員と一体となって徴収業務を行っている。</p> <p>(収税課)  <b>■平群町との収納事務における連携協力</b>  平成27年度ペイジー納付開始。平群町と協議会を設置し、税務情報システムを活用して、収納業務を円滑に運用している。  <del>生駒市、平群町で共通の収納システムを使用し、システム維持管理費、改修費等を節減</del></p> <p>(障がい福祉課)  <b>■障がい者や介護を必要とする高齢者などの移動制約者を対象に、NPOなどの非営利法人が自家用自動車を使用して通院・通所などのために有償で行うサービスである福祉有償運送の必要性や適正な運営のために、奈良市・大和郡山市と協議する北和地区福祉有償運送共同運営協議会に参加している。</b></p>	<p>(商工観光課)  ・物販などの出店が必要な場合、関係機関との協働、人員の確保、住入れ・販売方法などのシステムが確立されていないので、その都度調整が必要である。  (削除理由：過去実績に基づき効果的と思われるものに絞って参加。調整は要するがノウハウが有り容易)  ↓  ・市外県外でのPRが充分とは言えず、費用対効果を見ながら新たな機会の開拓が必要。</p>				
---	---	--	--	--	--

条 文	解 説
<p>(国際交流及び多文化共生)</p> <p>第53条 市民及び市は、各種分野における国際交流及び協力を努めるとともに、多文化共生社会の視点に立ったまちづくりを推進するものとする。</p>	<p>【解説】</p> <p>日常生活におけるさまざまな分野で国際交流、協力を努めるとともに、市民が、ともに地域に暮らす住民として、国籍や言語、文化、生活習慣などの違いを認め、尊重し共存できる多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進することを定めています。生駒市では、国際化基本指針などを策定し、それらに基づく事業及び施策を展開しています。</p>

主な取り組み状況（進捗状況や成果）	取り組みにおける課題・問題点等	前回の見直し時の推進委員会での意見	意見に対する対応（対応していない場合はその理由）	条文・条文解説で変更が必要と思われる箇所	市民自治推進委員意見
<p>(人権施策課)</p> <p>■国際化ボランティア事業(H26年度)</p> <p>市民と外国人が交流を深め、理解しあうことで、「多文化共生」社会づくりを推進することを目的に実施。</p> <p>国際化ボランティアの登録人数 <del>19</del>名 <b>39名(平成30年度)</b></p> <p>外国籍市民が市の行政サービスを利用するにあたっての通訳、市が作成する外国人向け文章の翻訳、災害時における通訳、翻訳の支援等を行う。</p> <p>■日本語教室</p> <p>市内に生活基盤を持ち、日本語に不自由している外国人等を対象に、基礎的な日本語学習の場として、多文化共生のまちづくりの一環として実施。</p> <p><b>開催実績 70回（平成30年度）</b></p> <p>(生涯学習課)</p> <p>■NPO 法人いこま国際交流協会への委託により、国際交流の集い「わいわいワールド」を開催している。(毎年11月中旬頃)小学生が対象で、次代を担う子どもたちが、相互に理解を深め、共に生きる社会を目指して、外国人ゲストと世界のあそび、ダンスなど、多様な文化に触れる楽しい体験をすることにより、異文化交流を深めている。</p> <p>(環境モデル都市推進課)</p> <p>■IUC（欧州連合と日本との国際都市間協力）プロジェクト</p> <p>欧州都市と日本都市がペアを組み、共通の都市課題の解決を目的に、互いの都市が持ちうる先進的な施策やノウハウを共有し、持続可能な都市開発を目指す。</p> <p>(生涯学習課)</p> <p>■ユニバーサルキャンプ in 生駒</p> <p>年齢、性別、障がいの有無、国籍や文化なあらゆる枠を超えた人々が参加できる2泊3日のキャンプで、ダイバーシティ（多様性）、ボランティア精神、他者への思いやりを学ぶ場を提供することで、「み</p>	<p>(人権施策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアは常駐ではないため、窓口での突発的な需要には対応できない。</li> <li>・文章の翻訳については、その翻訳が妥当かを最終的に判断できる者がいない。</li> <li>・災害時に支援を要請できるインフラが寸断されていることも考えられる。</li> </ul> <p>(人権施策課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語学習支援ボランティアの確保</li> </ul> <p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者が小学生に限られてはいるが、同伴保護者も輪に入り、一緒にダンスをするなど、大人にとっても異文化理解、異文化交流の貴重な場となっている。</li> </ul> <p>(生涯学習課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年多くの参加者が集まり、参加者の評価も高い取組であるが、外国人の参加が少ないことから広報周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の国際交流、交流の姿勢を市民と共有するため、「生駒市国際化基本方針」は公開する必要があると考えます</li> </ul>	<p>市のホームページ上で「生駒市国際化基本指針」を掲載している。</p>	<p>特になし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特になし</li> <li>ただし運営上の問題として、特定技能実習者の増加など、想定を超えるスピードで国際化している現状もあります。例えば通訳等に対応するためには、窓口に人を確保するのではなく、通信手段の選択等で突発的なことにも対応できるような仕組み作りも必要かと考えられます。</li> <li>・人権施策課・生涯学習課・環境モデル都市推進課の3課が主な取り組み状況を記述されていますが、検討すべき主要施策の中に「海外姉妹都市提携の推進」とありますが、どこの課の担当なのでしょうか。国際関係担当部局の設置が記述されていますが、現状はどうでしょうか。</li> </ul>

<p>んが一緒にいきいきと暮らせる社会とまちづくり」の実現を目指す。</p> <p>また、キャンプという非日常の中で多少の不便を味わいながら、お互い出来ることと出来ないことに気付き、対等な関係でサポートしあう経験を積むことで、自立・自律を目指し、絆づくりと活力あるコミュニティの形成につなげることを目的とした交流イベントとして平成27年度から実施している。</p>	<p>や呼びかけについての改善が必要である。</p>				
--	----------------------------	--	--	--	--